○厚生労働省令第百五十二号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）及び関係法令の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

厚生労働大臣　根本　匠

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（改定の請求）	（改定の請求）
第三十三条　（略）	**第三十三条**　（略）
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。	2　前項の請求書には、その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等及び国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	一　障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書
二　当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類	二　前号の障害の現状が第三十三条の二の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類
イ　障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書	三　第一号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム
ロ　イの障害の現状が第三十三条の二の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類	四　加算額対象者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本
ハ　イの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム	五　加算額対象者があるときは、その者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類
ニ　加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書	六　加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書
三　加算額対象者があるときは、当該請求書を提出する日前一月以内に作成された次に掲げる書類	3～6　（略）
イ　加算額対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本	**第三十三条の二**　（略）
ロ　加算額対象者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類	2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等（第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる書類等については、当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。）を添えなければならない。この場合において、同項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載するときは、併せて、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
3～6　（略）	一　特定初診日以後において共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により当該期間を確認した書類
第三十三条の二　（略）	二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。	三　当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類
一　特定初診日以後において共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者にあつては、当該共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により当該期間を確認した書類	イ　障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	ロ　イの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム
三　当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類	ハ　加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書
イ　障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書	四　その他障害の原因となつた疾病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類）
ロ　イの障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム	
ハ　加算額対象者のうち、令第四条の六に定める障害の状態にある者であつて厚生労働大臣が指定するもの以外のものがあるときは、その障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書	